

令和6年10月分以降より



児童手当制度改革 (拡充)



のお知らせ

制度改革内容

所得制限なし

支給期間が延長 (高校生年代まで)

第3子以降の支給額が月額3万円

支払いが年6回に

| | | | 現在 (金額は月額) | 改正後 (金額は月額) |
|--------|------|--------|----------------------------------|--|
| 手当区分 | 児童手当 | 3歳未満 | 15,000円 | 第1子・第2子：15,000円 第3子以降： 30,000円 |
| | | 3歳～小学生 | 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 | 第1子・第2子：10,000円 第3子以降： 30,000円 |
| | | | 中学生 | |
| | | 高校生 | 支給なし | |
| | 特例給付 | 一律 | 5,000円 | |
| 子のカウント | | | 18歳年度末 | 22歳 年度末 |
| 所得制限 | | | あり | なし |
| 支給月 | | | 年に3回 (6月・10月・2月) | 年に 6回 (4・6・8・10・12・2月) |

- ・ 今回の制度改革に伴い、申請が不要な場合と申請が必要な場合があります。
- ・ 裏面の「申請手続き要否確認フロー」をご確認ください。

申請手続き要否確認フロー

現在、久米島町から児童手当（特例給付）を受給していますか。

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか。

2人以上でお子さんを養育している場合、
所得の高い方の職業は公務員ですか。

はい

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは算定児童
として登録されていますか。

勤務先にお問合せ
ください。

所得の高い方の住所地は
久米島町ですか？

はい

いいえ

いいえ

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生
／19歳～22歳）の子を含めて3人以上
の子を養育していますか？

所得の高い方の住所
地へお問合せ下さい。

はい

いいえ

いいえ

申請不要

はい

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生
／19歳～22歳）の子を含めて3人以上の子
を養育していますか？

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生
／19歳～22歳）の子を含めて3人以上
の子を養育していますか？

はい

いいえ

いいえ

はい

提出書類A

提出書類B

提出書類C

提出書類D

・額改定請求書

・額改定請求書
・監護相当・生計費の負
担についての確認書

・認定請求書
・監護相当・生計費の負
担についての確認書

・認定請求書

・各提出書類と合わせて「健康保険証の写し」「通帳又はキャッシュカードの写し」「請求者名義の身分証明書（運転免許証等）の提出が必要となります。

・別居している児童がいる場合は「別居監護申立書」が必要になる場合があります。